





























この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

#### 2 経過措置

(1) 改正後の九州共立大学学則第11条（在学期間）及び第22条別表の規定（以下「改正後の規定」という。）は、昭和63年度の入学者（学士入学者及び編入学者を除く。以下同じ。）から適用し、昭和62年度以前の入学者については、なお従前の例による。

(2) 改正後の規定は、昭和63年度の学士入学者又は編入学者から適用し、昭和62年度以前の学士入学者又は編入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、昭和63年7月1日から施行する。

#### 附 則

1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

#### 2 経過措置

(1) 平成元年3月31日在学する者で、同年4月1日以後引き続き在学する者に係る授業料の額は、改正後の学則別表学生納付金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(2) 平成元年4月1日以後において、転部又は復学した者（休学していた者を除く。）に係る授業料の額は、改正後の学則別表学生納付金の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

#### 附 則

1 昭和63年度以前において、入学した者に係る授業料その他学納金の額は、改正後の授業料その他学納金の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	費 目	授 業 料	校 費	施 設 費	合 計
		年 額	年 額	年 額	年 額
経 済 学 部		450,000円	51,000円	62,000円	563,000円
経済学部第二部		185,000円	20,000円		205,000円
工 学 部		550,000円	51,000円	103,000円	704,000円

- 2 この学則は、平成元年4月20日から施行する。ただし、改正後の学則別表中授業料その他学納金の項の規定は、平成元年4月1日から適用する。

**附 則**

この学則は、平成元年8月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 経過措置
  - (1) 平成2年3月31日在学する者で、同年4月1日以後引き続き在学する者に係る授業料の額は、改正後の学則別表学納金の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。
  - (2) 平成2年4月1日以後において、転部し又は復学した者（休学していた者を除く。）に係る授業料の額は、改正後の学則別表学納金の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
  - (3) 改正後の学則第22条別表の規定（以下「改正後の規定」という。）は、平成2年度の入学者（学士入学者、編入学者で平成2年4月1日以後に旧課程が適用される学年に入学した者を除く。）から適用し、平成2年4月1日前の在学者については、なお従前のおりとする。
  - (4) 学士入学者、編入学者で平成2年4月1日前の入学者に係る学年に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。

**附 則**

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 経過措置
  - (1) 第3条の規定に係わらず平成3年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年 度	
		平成3年度～平成11年度	
		入 学 定 員	収 容 定 員
経 済 学 部	経 済 学 科	250人	1,000人
	経 営 学 科	200人	800人
経 済 学 部 第 二 部	経 済 学 科	100人	400人
工 学 部	機 械 工 学 科	80人	320人
	電 気 工 学 科	80人	320人

	土 木 工 学 科	80人	320人
	建 築 学 科	80人	320人
	環 境 化 学 科	80人	320人
	開 発 学 科	50人	200人

- (2) 学則第27条第2項の改正については、平成2年度の入学者（学士入学者、編入学者で、平成2年4月1日以後旧課程が適用される学年に入学した者を除く。）から適用し、平成2年4月1日前の在学者については、なお従前の例による。
- (3) 学則第22条第2項別表の(5)から(11)までの改正については、平成3年度の入学者（学士入学者、編入学者で、平成3年4月1日以後旧課程が適用される学年に入学した者を除く。）から適用し、平成3年4月1日前の在学者については、なお従前の例による。
- (4) 平成3年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者に係る授業料の額は、改正後の学則別表学納金の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (5) 平成3年4月1日以後において転部し又は復学した者（休学していた者を除く。）に係る授業料の額は、改正後の学則別表学納金の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成3年10月30日から施行し、改正後の九州共立大学学則の規定は平成3年7月1日から適用する。
- 2 別表受験料は、入学金及び学納金（第48条）については、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 平成4年3月31日に在学するもので同年4月1日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、改正後の学則別表学納金の規定にかかわらずなお従前の例による。ただし、校費及び施設費については、改正後の規定の額とする。
- 4 平成4年4月1日以後において転部し又は復学したもの（休学していたものを除く。）に係る授業料の額は、改正後の学則別表学納金の規定にかかわらず当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。ただし、校費及び施設費については、改正後の規定の額とする。

### 附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成5年9月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」については、平成5年度の入学者及び平成6年度の入学者であって平成6年4月1日以降に在学するものから適用する。
- 3 平成4年度以前の入学者は改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 学則第23条第3項別表の(1)から(3)までの改正については、平成6年度の入学者(学士入学者、編入学者で平成6年4月1日以後旧課程が適用される学年に入学した者を除く。)から適用し、平成6年4月1日以前の在学者については、なお従前の例による。

(別科日本語研修課程学生の特例)

- 3 九州女子大学別科日本語研修課程の学生については、学則第50条別表及び第52条別表の規定にかかわらず、入学金については同表の額から10万円を控除した額とし、聴講料及び科目等履修料は1科目5,000円とする。

### 附 則

この学則は、平成6年4月28日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成6年6月21日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成6年10月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」については、平成5年度の入学者及び平成6年度の入学者並びに平成7年度の入学者であって平成7年4月1日以降

に在学するものから適用する。

- 3 平成4年度以前の入学者は、改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成7年5月25日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成7年11月29日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」については、平成5年度以降の入学者で平成8年4月1日以降に在学する者から適用する。
- 3 平成4年度以前の入学者は、改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成8年7月25日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成8年10月31日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」については、平成9年度以降の入学者から適用する。
- 3 平成8年度以前の入学者は、改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

## 2 経過措置

- (1) 第4条の規定にかかわらず平成12年度から平成16年度までの間の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		入学定員	収容定員								
経済学部	経済学科	245	995	240	985	235	970	230	950	225	930
	経営学科	195	795	190	785	185	770	180	750	175	730
経済学部第二部	経済学科	100	400	100	400	100	400	100	400	100	400
工学部	機械工学科	77	317	74	311	71	302	68	290	65	278
	電気工学科	77	317	74	311	71	302	68	290	65	278
	土木工学科	78	318	76	314	74	308	72	300	70	292
	建築学科	80	320	80	320	80	320	80	320	80	320
	環境化学科	76	316	72	308	68	296	64	280	60	264
	開発学科	49	199	48	197	47	194	46	190	45	186

### 附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

#### 2 経過措置

(1) 第4条の規定にかかわらず、平成13年度から平成16年度までの間の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年 度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員		
経済学部	経済学科	240	985	235	970	230	950	225	930		
	経営学科	190	785	185	770	180	750	175	730		
経済学部第二部	経済学科	100	400	100	400	100	400	100	400		
工学部	機械工学科	74	311	71	302	68	290	65	278		
	電気電子情報工学科	74	311	71	302	68	290	65	278		
	土木工学科	76	314	74	308	72	300	70	292		
	建築学科	80	320	80	320	80	320	80	320		
	環境化学科	72	308	68	296	64	280	60	264		
	地域環境システム工学科	48	197	47	194	46	190	45	186		

(2) 平成12年度以前に入学した者に対する改正後の学則第3条、第4条及び第30条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

(3) 平成13年度（2年次以上）及び平成14年度（3年次）に学士入学並びに編入学した者に対する学則第3条、第4条及び第30条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

### 附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

#### 2 経過措置

(1) 改正後の学則別表2については、平成13年度以降の入学生から適用する。

(2) 平成12年度以前の入学者は、改正後の学則別表2中「授業料その他の学納金」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成13年4月12日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

**附 則**

この学則は、平成13年11月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。

**附 則**

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成14年9月12日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学則第30条第2項「取得できる免許状の種類」及び別表1教育課程については、平成15年度入学者（学士入学者、編入学者で平成15年4月1日以後に旧課程が適用される学年に入学した者を除く。）から適用し、同月1日前の在学者については、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成15年11月11日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

**附 則**

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成16年6月24日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学則第3条、第30条第2項及び別表1の規定は、平成17年度入学者（学士入学者、編入学者で平成17年4月1日以後に旧課程が適用される学年に入学した者を除く。）から適用し、同月1日前の在学者については、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成17年5月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条、第30条第2項及び別表1の規定は、平成19年度入学者（学士入学者、編入学者で平成19年4月1日以降に旧課程が適用される学年に入学した者を除く。）から適用し、同日前の在学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第7条の改正規定は、平成18年4月1日から適用し、第50条別表2の改正規定は、同年10月1日から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学則第4条、第30条第2項、第36条、第37条、別表1及び別表2の規定は、平成20年度入学者（学士入学者、編入学者で平成20年4月1日以降に旧課程が適用される学年に入学した者を除く。）から適用し、同月1日前の在学者については、なお、従前の例による。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条、第30条第2項及び別表1の規定は、平成21年度入学者（学士入学者、編入学者で平成21年4月1日以降に旧課程が適用される学年に入学した者を

除く。)から適用し、同日前の在学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表1の規定は、平成21年度入学者(学士入学者、編入学者で平成21年4月1日以降に旧課程が適用される学年に入学した者を除く。)から適用し、同年度前の入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成21年7月24日から施行し、同年4月1日より適用する。

#### 附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の学則第36条第2項及び別表1の規定は、平成22年度入学者(学士入学者、編入学者で平成22年4月1日以降に旧規定が適用される学年に入学した者を除く。)から適用し、同年度前の在学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の学則第36条第2項及び別表1の規定は、平成23年度入学者(学士入学者、編入学者で平成23年4月1日以降に旧規定が適用される学年に入学した者を除く。)から適用し、同年度前の入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成23年6月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 学則第21条、第23条第3項、第30条及び第36条第2項の規定は、平成27年度入学者（学士入学者、編入学者で平成27年4月1日以降に旧規定が適用される学年次に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表1の規定は、平成28年度入学者（学士入学者、編入学者で平成28年4月1日以降に旧規定が適用される学年次に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

## 附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成30年9月28日から施行し、同年8月17日から適用する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表1の規定は、平成31年度入学者（学士入学者、編入学者で平成31年4月1日以降に旧規定が適用される学年次に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

## 附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学則は、令和4年度入学者（学士入学者、編入学者で令和4年4月1日以降に旧規定が適用される学年次に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学則は、令和5年度入学者（学士入学者、編入学者で令和5年4月1日以降に旧規定が適用される学年次に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

**附 則**

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学則は、令和6年度入学者（学士入学者、編入学者で令和6年4月1日以降に旧規定が適用される学年次に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

別表1 教育課程（第23条第3項関係）

別表(1) 略

別表(2)

スポーツ学部（○印は必修科目）

総合共通科目（30単位以上）

教養教育科目

文化・芸術領域

ことばと日本文化(2)、スポーツの文化(2)、ことばと異文化(2)、情報文化論(2)

歴史・社会領域

歴史と国際情勢(2)、現代国家と法（日本国憲法）(2)、暮らしと経済(2)、人権・同和教育(2)

人間・環境領域

人間と哲学(2)、生命と地球(2)、心の科学(2)、共生社会を生きる(2)

言語・異文化理解科目

日本語

日本語表現法Ⅰ(1)、日本語表現法Ⅱ(1)、日本語表現法Ⅲ(1)

英語

○英語Ⅰ(1)、○英語Ⅱ(1)、英語コミュニケーションⅠ(1)、英語コミュニケーションⅡ(1)、実用英語(1)

中国語

中国語Ⅰ(1)、中国語Ⅱ(1)、中国語Ⅲ(1)、中国語Ⅳ(1)、実用中国語(1)

韓国語

韓国語Ⅰ(1)、韓国語Ⅱ(1)、韓国語Ⅲ(1)、韓国語Ⅳ(1)、実用韓国語(1)

イングリッシュワークショップ(1)、海外研修(2)

情報教育科目

○データサイエンス入門(1)、○情報処理演習Ⅰ(1)、情報処理演習Ⅱ(1)、情報処理演習Ⅲ(1)

キャリア教育科目

キャリアデザイン領域

○キャリア基礎演習Ⅰ(1)、○キャリア基礎演習Ⅱ(1)、○キャリア基礎演習Ⅲ(1)、○キャリアデザインⅠ(1)、○キャリアデザインⅡ(1)、インターンシップ(企業研修)(2)

#### キャリア発展領域

スキルアップ講座A(1)、スキルアップ講座B(1)、スキルアップ講座C(1)、スキルアップ講座G(1)、スキルアップ講座H(1)、スキルアップ講座R(1)、スキルアップ講座S(1)

別表(3) 略

別表(4) 略

別表(5)

スポーツ学部 (○印は必修科目)

スポーツ学科

専門教育科目 (60単位以上)

学部共通科目

○解剖生理学(2)、スポーツ運動学(運動方法学を含む。)(2)、○スポーツ指導論(2)、○スポーツ生理学(2)、スポーツバイオメカニクス(2)、○スポーツ社会学(2)、スポーツ心理学(2)、スポーツ医学(2)、スポーツ栄養学(2)、体力トレーニング論(2)、レクリエーション論(2)

学科共通科目

○衛生学及び公衆衛生学(2)、発育発達老化論(2)、スポーツの歴史と文化(2)、スポーツ統計学(2)、救急処置(2)、トレーニング実習(1)、体力測定評価法実習(1)、救急法実習(1)、テーピング実習(1)、運動生理学実験(1)、スポーツ動作解析法(1)、スポーツクラブのマネジメント(2)、スポーツワークショップ(2)、健康フィットネス論(2)、健康づくり運動理論(2)、スポーツカウンセリング論(2)、生活習慣病理論(2)、運動プログラムの管理(2)、健康栄養指導演習(2)、健康産業施設実習(2)、キャリアアドバンス公務員養成Ⅰ(1)、キャリアアドバンス公務員養成Ⅱ(1)、キャリアアドバンス教員養成Ⅰ(中・高)(1)、キャリアアドバンス教員養成Ⅱ(中・高)(1)、キャリアアドバンス健康指導者養成Ⅰ(1)、キャリアアドバンス健康指導者養成Ⅱ(1)、キャリアアドバンスJATI-ATI養成(1)、キャリアアドバンスAT養成Ⅰ(1)、キャリアアドバンスAT養成Ⅱ(1)、キャリアアドバンスAT養成Ⅲ(1)、キャリアアドバンスAT養成Ⅳ(1)

## 専攻コース科目

### (アスリートマネジメントコース)

アスリートマネジメント概論(2)、コーチング各論A(2)、コーチング各論B(2)、コーチング実習(1)、コーチングシステム論(2)、トレーニング計画論(2)、スポーツ戦術論(2)、スポーツコミュニケーション論(2)、レジスタンストレーニング実習(1)、メンタルトレーニング演習(2)、スポーツパフォーマンス測定実習(1)、スポーツゲーム分析演習(2)、スポーツ栄養マネジメント演習(2)、アスリート栄養実習(2)、地域スポーツ論(2)、アダプテッドスポーツ演習(2)

### (スポーツ教育コース)

スポーツ教育概論(2)、学校体育のマネジメント(2)、学校体育指導演習(2)、器械運動指導法(体づくり運動を含む。)(1)、陸上競技指導法(1)、水泳指導法(1)、球技指導法A(1)、球技指導法B(1)、ダンス指導法(1)、武道指導法(1)、学校保健I(学校安全を含む。)(2)、学校保健II(小児保健を含む。)(2)、学校保健指導演習(2)、社会体育論(2)、ジュニアスポーツ論(2)、ジュニアスポーツ指導演習(2)、養護概説(2)、予防医学(2)、看護学I(2)、看護学II(2)、看護学実習I(1)、看護学実習II(1)、臨床医学(2)、臨床実習I(2)、臨床実習II(1)、健康相談活動(2)、栄養学(食品学を含む。)(2)、薬理学(2)、精神保健(2)

### (スポーツトレーナーコース)

アスレティックトレーナー概論(2)、機能解剖学I(2)、機能解剖学II(2)、スポーツ傷害論I(2)、スポーツ傷害論II(2)、コンディショニング論(2)、コンディショニング演習(2)、身体機能評価法(2)、スポーツ傷害評価法(2)、リハビリテーション論(2)、アスレティックリハビリテーション論(2)、アスレティックリハビリテーション演習(2)、スポーツ内科学(2)、アスレティックテーピング(1)、アスレティックトレーニング現場実習I(1)、アスレティックトレーニング現場実習II(1)、アスレティックトレーニング現場実習III(1)、アスレティックトレーニング現場実習IV(1)、アスレティックトレーニング現場実習V(1)、アスレティックトレーニング現場実習VI(1)

### (スポーツ政策コース)

スポーツ政策概論(2)、スポーツ政策各論(2)、スポーツ組織論(2)、地域スポーツ政策演習(2)、地域スポーツ指導実習(1)、生涯スポーツ論

(2)、生涯学習と社会体育(2)、生涯スポーツと社会体育の指導者(2)、生涯スポーツと社会体育の計画・立案(2)、生涯スポーツと社会体育の経営(2)、スポーツ社会教育演習(2)、スポーツ社会教育実習(2)、生涯学習支援方法論(2)、ボランティア活動と生涯スポーツ(2)

ゼミナール科目 (12単位)

○ゼミナールⅠ(2)、○ゼミナールⅡ(2)、○ゼミナールⅢ(2)、○ゼミナールⅣ(2)、○キャリア発展ゼミナール(4)

スポーツ実技科目

体操(体づくり運動を含む。)(1)、器械運動(1)、陸上競技A(1)、陸上競技B(1)、水泳(1)、バスケットボール(1)、バレーボール(1)、サッカー(1)、ハンドボール(1)、ラグビー(1)、ソフトボール・野球(1)、テニス(1)、バドミントン(1)、ダンス(1)、剣道(1)、柔道(1)、レクリエーション実技(1)、健康づくり運動実技(1)、アクアエクササイズ(1)、エアロビックダンス(1)、キャンプ(1)、マリンスポーツ(1)、スノースポーツ(1)

**こどもスポーツ教育学科**

**専門教育科目** (60単位以上)

学部共通科目 (6単位以上)

解剖生理学(2)、スポーツ運動学(運動方法学を含む。)(2)、○スポーツ指導論(2)、スポーツ生理学(2)、スポーツバイオメカニクス(2)、スポーツ社会学(2)、スポーツ心理学(2)、スポーツ医学(2)、スポーツ栄養学(2)、体力トレーニング論(2)、レクリエーション論(2)

児童教育科目 (22単位以上)

○国語科教育概論(書写を含む。)(2)、○社会科教育概論(2)、○算数科教育概論(2)、○理科教育概論(2)、児童英語概論(2)、音楽科教育概論(2)、○体育科教育概論(2)、国語科指導法(2)、社会科指導法(2)、算数科指導法(2)、理科指導法(2)、生活科指導法(2)、音楽科指導法(2)、図画工作指導法(2)、家庭科指導法(2)、体育科指導法(2)、児童英語指導法(2)、水泳指導法(2)、ダンス指導法(2)、キャリアアドバンス教員養成(初等)Ⅰ(1)、キャリアアドバンス教員養成(初等)Ⅱ(1)、キャリアアドバンス教員養成(初等)Ⅲ(1)、キャリアアドバンス教員養成(初等)Ⅳ(1)

スポーツ教育科目 (10単位以上)

○スポーツ教育概論(2)、学校体育のマネジメント(2)、学校体育指導演習(2)、器械運動指導法(体づくり運動を含む。)(1)、陸上競技指導法(1)、球技指導法A(1)、球技指導法B(1)、武道指導法(1)、学校保健Ⅰ(学校安全を含む。)(2)、学校保健Ⅱ(小児保健を含む。)(2)、精神保健(2)、学校保健指導演習(2)、ジュニアスポーツ論(2)、ジュニアスポーツ指導演習(2)、衛生学及び公衆衛生学(2)、救急処置(2)

ゼミナール科目(12単位)

○ゼミナールⅠ(2)、○ゼミナールⅡ(2)、○ゼミナールⅢ(2)、○ゼミナールⅣ(2)、○キャリア発展ゼミナール(4)

スポーツ実技科目(4単位以上)

体操(体づくり運動を含む。)(1)、器械運動(1)、○陸上競技A(1)、陸上競技B(1)、○水泳(1)、バスケットボール(1)、バレーボール(1)、サッカー(1)、ハンドボール(1)、ラグビー(1)、ソフトボール・野球(1)、テニス(1)、バドミントン(1)、ダンス(1)、剣道(1)、柔道(1)、レクリエーション実技(1)、キャンプ(1)

## 別表(6) 略

## 別表(7)

### スポーツ学部

#### スポーツ学科

自由選択科目(18単位以上)

教職論(2)、教育原論(2)、教育心理学(2)、特別支援教育概論(1)、教育制度論(2)、教職総合講義(2)、教育課程論(2)、道徳教育指導法(2)、教育方法論(情報通信技術の活用を含む。)(2)、特別活動・総合的な学習の時間指導法(2)、生徒・進路指導論(2)、教育相談(2)、学校体験活動(2)、道徳・特別活動教育論(総合的な学習の時間を含む。)(2)、教育方法論(養護)(2)、生徒指導論(2)、公務員試験概論(1)、数的処理Ⅰ(1)、社会科学Ⅰ(1)、教職一般教養Ⅰ(1)、教職一般教養Ⅱ(1)、文章理解(1)、数的処理Ⅱ(1)、数的処理Ⅲ(1)、社会科学Ⅱ(1)、自然科学(1)、人文科学(1)、憲法演習(1)、民法(総則、物権)演習(1)、民法(債権、親族・相続)演習(1)、行政法演習(1)、ミクロ経済学演習(1)、マクロ経済学演習(1)、教職教養基礎Ⅰ(1)、保健体育科Ⅰ(1)、教職教養基礎Ⅱ(1)、法律科目演習Ⅰ(1)、法律科目演習Ⅱ(1)、経済科目演習Ⅰ(1)、経済科目演習Ⅱ(1)、行政科目演習Ⅰ(1)、行政科目演習Ⅱ(1)

Ⅱ(1)、会計学演習(1)、公務員試験直前対策Ⅰ(教養)(1)、文章理解演習(1)、人文科学演習(1)、公務員試験直前対策Ⅱ(教養)(1)、社会科学演習(1)、自然科学演習(1)、公務員試験直前対策Ⅰ(SPI)(1)、公務員試験直前対策Ⅱ(SPI)(1)、専門科目記述式演習(1)、教職教養応用Ⅰ(1)、保健体育科Ⅱ(1)、教職教養応用Ⅱ(1)、公務員試験直前対策Ⅲ(教養)(1)、公務員試験直前対策Ⅲ(SPI)(1)、公務員人物試験対策(1)、教職総合演習(2)

#### こどもスポーツ教育学科

##### 自由選択科目(18単位以上)

教職論(2)、教育原論(2)、教育心理学(2)、特別支援教育概論(1)、教育制度論(2)、教育課程論(2)、道德教育指導法(2)、教育方法論(情報通信技術の活用を含む。)(2)、特別活動・総合的な学習の時間指導法(2)、生徒・進路指導論(2)、教育相談(2)、学校体験活動(2)、教育実習(小)(4)、教育実習事前事後指導(小)(1)、教職実践演習(小・中・高)(2)

#### 別表(8) 略

#### 別表(9)

#### スポーツ学部

##### スポーツ学科

##### 自由科目(教職に関する専門教育科目)

保健体育科教育法Ⅰ(2)、保健体育科教育法Ⅱ(2)、保健体育科教育法Ⅲ(2)、保健体育科教育法Ⅳ(2)、教育実習Ⅰ(2)、教育実習Ⅱ(2)、事前事後指導(1)、教職実践演習(中・高)(2)、養護実習(4)、事前事後指導(養護)(1)、教職実践演習(養護)(2)

#### こどもスポーツ教育学科

##### 自由科目(教職課程関連科目)

保健体育科教育法Ⅰ(2)、保健体育科教育法Ⅱ(2)、保健体育科教育法Ⅲ(2)、保健体育科教育法Ⅳ(2)、教育実習Ⅰ(中・高)(2)、教育実習Ⅱ(中・高)(2)、教育実習事前事後指導(中・高)(1)

##### 自由科目(K-CIP関連科目)

公務員試験概論(1)、数的処理Ⅰ(1)、社会科学Ⅰ(1)、教職一般教養Ⅰ(1)、教職一般教養Ⅱ(1)、文章理解(1)、数的処理Ⅱ(1)、数的処理Ⅲ(1)、社会科学Ⅱ(1)、自然科学(1)、人文科学(1)、憲法演習(1)、民

法（総則、物権）演習（1）、民法（債権、親族・相続）演習（1）、行政法演習（1）、ミクロ経済学演習（1）、マクロ経済学演習（1）、教職教養基礎Ⅰ（1）、保健体育科Ⅰ（1）、教職教養基礎Ⅱ（1）、法律科目演習Ⅰ（1）、法律科目演習Ⅱ（1）、経済科目演習Ⅰ（1）、経済科目演習Ⅱ（1）、行政科目演習Ⅰ（1）、行政科目演習Ⅱ（1）、会計学演習（1）、公務員試験直前対策Ⅰ（教養）（1）、文章理解演習（1）、人文科学演習（1）、公務員試験直前対策Ⅱ（教養）（1）、社会科学演習（1）、自然科学演習（1）、公務員試験直前対策Ⅰ（SPI）（1）、公務員試験直前対策Ⅱ（SPI）（1）、専門科目記述式演習（1）、教職教養応用Ⅰ（1）、保健体育科Ⅱ（1）、教職教養応用Ⅱ（1）、公務員試験直前対策Ⅲ（教養）（1）、公務員試験直前対策Ⅲ（SPI）（1）、公務員人物試験対策（1）、教職総合演習（2）

**別表2** 入学検定料、入学金及び授業料等（第50条関係）

○入学検定料

対 象	金 額
経済学部・スポーツ学部入学試験受験者	28,000円
大学入試センター試験併用方式入学試験受験者	
大学入試センター試験利用入学試験受験者	14,000円

- 1 第15条の規定により選抜試験を受験する者のうち、自由ヶ丘高等学校（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生については、本表入学検定料を全額免除とする。
- 2 インターネット出願を利用した場合は、1志願ごとに2,000円を減額する。

○入 学 金

学 部	金 額
経 済 学 部	200,000円
スポーツ学部	220,000円

- 1 第16条の規定により入学を許可された者のうち、
  - (1) 福原学園が設置する大学（大学院を含む。）、短期大学（専攻科を含む。）及び高等学校（専攻科を含む。）の同窓生（卒業生）の子女については、本表

入学金の半額とする。

(2) 自由ヶ丘高等学校（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生ですべての入学試験で入学する者は入学金を全額免除とする。

2 第17条の規定により学士入学を許可された者のうち、九州共立大学及び九州女子大学を卒業した者の入学金については、本表の半額とする。

3 第18条の規定により編入学を許可された者のうち、九州共立大学及び九州女子大学を中途退学した者ならびに九州女子短期大学を卒業した者の入学金については、本表の半額とする。

○授業料その他学納金

費目 学部	授業料	教育充実費	施設費	合計
	年額	年額	年額	年額
経済学部	562,000円	104,000円	184,000円	850,000円
スポーツ学部	720,000円	134,000円	226,000円	1,080,000円

第16条の規定により入学を許可された者のうち、自由ヶ丘高等学校（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生ですべての推薦入試及びAO入試の入学試験で入学する者は、授業料を半額免除、すべての一般入試及びセンター試験利用の入学試験で入学する者は施設費を全額免除とする。

○K-CIP関連科目学納金

費目	金額	備考
登録料	20,000円	
履修料	10,000円	1単位につき、オプション科目も同額

別表3 研究生及び研修員の納付金（第51条関係）

研究生及び研修員の納付金は、選考料、入学金及び授業料とする。

授業料は、原則として4月及び9月の2回に分けて納入するものとする。ただし、申出により月毎に分けて納入することができる。

○研究生

学 部	区 分	選 考 料	入 学 金	授業料(年額)	合 計
経 済 学 部	卒 業 生	10,000円	80,000円	278,000円	368,000円
	そ の 他	10,000円	80,000円	371,000円	461,000円
ス ポ ー ツ 学 部	卒 業 生	10,000円	80,000円	278,000円	368,000円
	そ の 他	10,000円	80,000円	371,000円	461,000円

○研修員

学 部	選 考 料	入 学 金	授業料(年額)	合 計
経 済 学 部	10,000円	80,000円	371,000円	461,000円
ス ポ ー ツ 学 部	10,000円	80,000円	371,000円	461,000円

**別表4** 登録料、聴講料及び実験実習費（第52条関係）

(1) 聴講生

○登録料 10,000円

○聴講料 1単位につき 5,000円

○実験実習費 1単位につき 5,000円

ただし、実験実習を伴う場合のみ納付する。

(2) 科目等履修生

○登録料 20,000円

○履修料 1単位につき 10,000円

九州女子短期大学専攻科の学生が科目等履修生になった場合は、登録料、履修料を免除する。

ただし、教職専門科目の履修料は徴収する。

## ○九州共立大学教育運営委員会規程

平成27年学園規程第7号

施行：平成27年4月1日

(目的)

**第1条** この規程は、九州共立大学学則（昭和42年学園規則第1号）第8条第2項の規定に基づき、九州共立大学の各学部及び共通教育センターの教育運営委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 学部教育運営委員会は、各学部に所属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号に定める事項の審議については、教授のみで構成することができる。

3 共通教育センター教育運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) センターに所属する教育職員

(審議事項)

**第3条** 教育運営委員会は、学部の教育研究に関する次の各号に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の卒業又はその他の学生の在籍に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で教育運営委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教育運営委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教育運営委員会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(招集及び議長)

**第4条** 学部長及び共通教育センター所長（以下、「学部長等」という。）は、教育運営委員会を招集し、その議長となる。

- 2 学部長等に支障あるときは、学部長等が指名する教育職員が議長となる。
- 3 教育運営委員会の招集は、原則として開催日の2日前までに議事事項を付し通知

する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(会議の開催等)

**第5条** 教育運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 教育運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 構成員が支障あるため出席できないときは、あらかじめ書面により議長への委任状を提出しなければならない。この場合において、委任状を提出した者は、出席とみなす。

(議事録)

**第6条** 学部長等は、議事録を作成し、次回の会議において承認を得なければならない。

(全学教育運営委員会)

**第7条** 学長は、必要に応じ全学教育運営委員会を開催し、必要事項を審議する。

(事務)

**第8条** 委員会の事務は、総務課において処理する。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## ○九州共立大学教員人事計画委員会規程

平成27年学園規程第1号

施行：平成27年4月1日

最終改正：令和4年4月1日

(趣旨)

**第1条** この規程は、九州共立大学学則（昭和42年学園規則第1号）第8条及び福原学園大学教員人事計画委員会規則（平成18年学園規則第23号）第11条第2項の規定に基づき、九州共立大学教員人事計画委員会（以下「委員会」という。）の組織、議事の手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 教育職員の教育研究業績の審査に関する事項
- (2) 福原学園大学教員人事計画委員会からの諮問事項
- (3) その他、教育研究業績に関する重要事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
  - (2) 副学長
  - (3) 各学部長
  - (4) 各研究科長
  - (5) 共通教育センター所長
  - (6) 各学部から推薦された教育職員 各1名
  - (7) 各研究科から推薦された教育職員 各1名
  - (8) 共通教育センターから推薦された教育職員 1名
- 2 前項に定める委員のほか、学長が必要と認めた職員を委員に加えることができる。
- (任期)

**第4条** 前条第1項第6号から第8号及び第2項に定める委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

**第6条** 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

(委員以外の職員の出席)

**第7条** 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(審査部会)

**第8条** 委員会に、教育研究業績等の審査を行うため、次の各号に掲げる学部等審査部会（以下「審査部会」という。）を置く。

- (1) 経済学部審査部会
  - (2) スポーツ学部審査部会
  - (3) 経済・経営学研究科審査部会
  - (4) スポーツ学研究科審査部会
  - (5) 共通教育センター審査部会
- 2 審査部会は、別に定めるところにより、委員長が指名した審査委員をもって構成する。
  - 3 審査部会に審査部会長を置き、委員長が指名する。
  - 4 審査部会が審査した事項について委員会の審議に付きなければならない。
  - 5 審査部会の運営等に関し必要な事項は、委員会において定める。

(雑則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、学長が定める。

(事務)

**第10条** 委員会の事務は、法人事務局総務課において処理する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年5月17日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## ○九州共立大学入学者選抜規程

昭和63年学園規程第9号

施行：昭和63年9月27日

最終改正：令和5年4月1日

(目的)

**第1条** この規程は、九州共立大学学則（昭和42年学園規則第1号。以下「学則」という。）第8条、第15条及び九州共立大学大学院学則（平成30年学園規則第1号）第19条の規定に基づき、九州共立大学（以下「本学」という。）の入学者の選抜に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会)

**第2条** 本学に、入学者選抜のための入学試験（以下「入試」という。）に関する事項を審議することを目的として、次の委員会を置く。

- (1) 九州共立大学評議会規則（平成4年学園規則第2号）第8条の規定に基づく入学試験企画委員会
- (2) 学長の下に入試の実施に関する業務を分掌させる入学試験問題委員会
- (3) 学則第8条の規定に基づく入学試験委員会

(入学試験企画委員会)

**第3条** 入学試験企画委員会（以下「入試企画委員会」という。）は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入試の基本方針に関する事項
- (2) 入試の合格基準に関する事項
- (3) その他入試の企画に関する事項

2 入試企画委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学部長
- (2) 各研究科長
- (3) 教務部長
- (4) 学生支援部長
- (5) 入試広報部長
- (6) 各学科長
- (7) 各学部から学長が推薦する教育職員 各1名
- (8) 各研究科から学長が推薦する教育職員 各1名
- (9) その他学長が必要と認めた職員

- 3 前項第7号、第8号及び第9号に定める委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 入試企画委員会に委員長（以下「入試企画委員長」という。）を置き、教務部長をもって充てる。
- 5 入試企画委員長は、委員会を主宰する。
- 6 入試企画委員長に事故あるときは、入試企画委員長があらかじめ指名した職員がその職務を代行する。
- 7 入試企画委員会は、必要に応じて、委員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 入試企画委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 9 入試企画委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（入学試験問題委員会）

**第4条** 入学試験問題委員会（以下「入試問題委員会」という。）は、入試問題に係る次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 試験問題の作成及び保管に関すること。
  - (2) 試験問題の校正に関すること。
  - (3) 試験問題の採点に関すること。
  - (4) 試験成績の報告に関すること。
  - (5) その他試験問題及び採点に関し、学長の委嘱を受けた事項
- 2 入試問題委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 入試問題作成者
  - (2) 各学部から学長が推薦した教育職員 各2名
- 3 入試問題委員会に委員長を置き、学長が指名した者をもって充てる。
- 4 入試問題委員会に関し必要な事項は、入試問題委員会が別に定める。

（入学試験委員会）

**第5条** 入学試験委員会（以下「入試委員会」という。）は、次に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学に関する事項
  - (2) その他の重要事項で委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 入試委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
  - (2) 副学長
  - (3) 各学部長
  - (4) 各研究科長
  - (5) 教務部長
  - (6) 学生支援部長
  - (7) 入試広報部長
  - (8) 各学部から推薦された教育職員 各1名
  - (9) 各研究科から推薦された教育職員 各1名
  - (10) その他学長が必要と認めた職員
- 3 前項第8号、第9号及び第10号に定める委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 入試委員会に委員長（以下「入試委員長」という。）を置き、学長をもって充てる。
- 5 入試委員長は、委員会を主宰する。
- 6 入試委員長に事故あるときは、入試委員長があらかじめ指名した職員がその職務を代行する。
- 7 入試委員会は、必要に応じて、委員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 入試委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 9 入試委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- （試験実施本部等）

**第6条** 入試の実施のため、本学に試験実施本部及び試験場本部を置く。

- 2 試験実施本部及び試験場本部に本部長を置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

試験実施本部 学長

試験場本部 教務部長

- 3 前項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（編入学、学士入学）

**第7条** 編入学及び学士入学については、この規程を準用する。

（外国人入学、帰国子女、社会人入学）

**第8条** 外国人入学、帰国子女入学及び社会人入学選考については、別に定めるもののほか、この規程による。

(事務)

**第9条** 入学者の選抜に関する事務は、入試広報課において処理する。

**附 則**

この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成2年5月17日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成8年2月29日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成13年5月22日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成18年4月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年6月17日から施行し、同年6月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年5月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。